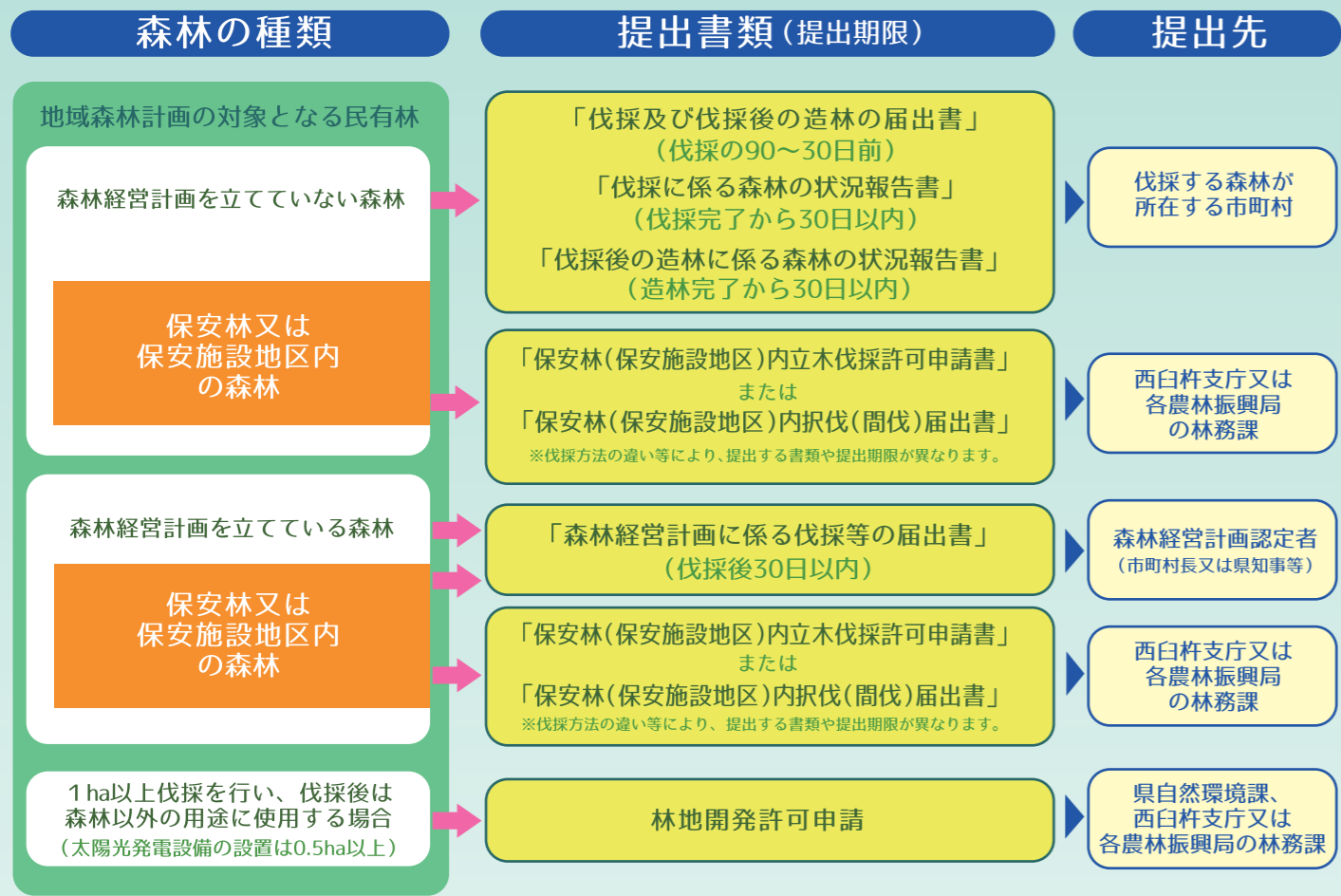


# 森林の種類を確かめ、きちんと手続きを行いましょう

森林の立木を伐採する場合、森林の種類によって、許可、届出を行うことが森林法で義務づけられています！  
※森林法以外にも、砂防法、自然公園法などで許可等が必要な森林があります。法令の種類によって書類や提出時期が異なります。



主な森林法以外の問い合わせ先	
法令等 (区分)	問い合わせ先
水源地域保全条例 (土地の所有権等の移転等の届出)	県森林経営課、西白杵支庁又は各農林振興局林務課
自然公園法 (国立公園等)	県自然環境課
砂防法 (砂防指定地) 地すべり等防止法 (地すべり防止区域) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (急傾斜地崩壊危険区域)	県砂防課、西白杵支庁土木課又は各土木事務所
宅地造成及び特定盛土等規制法 (宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域)	県盛土対策課
都市計画法 (風致地区)	各市町村 都市計画担当課
文化財保護法 (天然記念物ほか)	各市町村 文化財担当課

希少動植物を発見したときの連絡先	県自然環境課
埋蔵文化財を発見したときの連絡先	各市町村 文化財担当課

## 宮崎県伐採、搬出及び再造林ガイドライン

- 伐採に起因する山地災害等を防止するため、環境に配慮した伐採・搬出を行う必要があります。
- そのため、県では、森林の適正な管理を推進する「宮崎県伐採、搬出及び再造林ガイドライン」を定めています。  
URL : <https://www.pref.miyazaki.lg.jp/shinrin-keiei/kense/shinse-todokede/20240312094740.html>
- 作業の開始前、作業中、事後に「伐採・搬出・再造林チェックシート」を活用して、法令遵守や環境対策、作業の安全に努めましょう。

# 森林を伐採する皆さまへ

## 森林の伐採・搬出における留意事項



森林は、環境の保全、水源のかん養、災害の防止、木材等の林産物の供給などの働きを通じて、地域の社会、環境、経済を支える大切な資源です。

将来にわたって豊かな森林を維持し、森林の働きが持続的に発揮されるためには、「伐って、使って、植えて、育てる」森林資源の循環利用が重要です。

森林の伐採によって災害が発生しないよう、環境に配慮した、適切な伐採・搬出と伐採後のすみやかな植栽を行いましょう。

## 問い合わせ先

宮崎県環境森林部森林経営課	〒880-8501 宮崎市橋通東2-10-1	0985-26-7159
中部農林振興局 林務課	〒880-0805 宮崎市橋通東1-9-10	0985-26-7283
南那珂農林振興局 林務課	〒887-0031 日南市戸高1-12-1	0987-23-4317
北諸農林振興局 林務課	〒885-0024 都城市北原町24-21	0986-23-4523
西諸農林振興局 林務課	〒886-0004 小林市細野367-2	0984-23-4725
児湯農林振興局 林務課	〒884-0002 高鍋町大字北高鍋3870-1	0983-22-1350
東白杵農林振興局 林務課	〒882-0872 延岡市愛宕町2-15	0982-32-6734
西白杵支庁 林務課	〒882-1101 高千穂町大字三田井22	0982-72-3178

宮崎県の各市町村 林業担当窓口

# 森林の伐採・搬出にあたっては、次の点に留意し、適切な伐採・搬出と伐採後の再造林に努めましょう

## ！伐採を行う前は

### 伐採を行う森林の伐採制限等を確認しましょう

- ★保安林や砂防指定地、風致地区など、制限林の有無を確認します  
※保安林や砂防指定地、風致地区などの制限林は、伐採する前に県や市町村の許可が必要です
- ★地域森林計画対象森林（5条森林）かどうか確認します  
※県が公開している「宮崎県森林クラウドシステム」から対象区域が確認できます  
URL：https://www.pref.miyazaki.lg.jp/shinrin-keiei/shigoto/ringyo/20151018140011.html  
※地域森林計画対象森林ではない場合は、森林法に基づく手続きは不要です
- ★伐採後に開発や森林以外へ転用する場合は、県の林地開発許可が必要となる場合があります  
※面積が1ha（太陽光発電設備の場合は0.5ha）を超える場合は、県の許可が必要です
- ★森林経営計画を作成している森林は、伐採計画の有無を確認します  
※伐採の計画がない場合は、計画の変更が必要です
- ★間伐などの補助金で整備が行われていないか確認します  
※伐採の制限がある場合があります
- ★伐採する箇所で、希少動植物を捕獲、採取、殺傷、損傷する場合は、県の許可が必要となる場合があります



### 森林の境界について、隣接する所有者と必ず確認を行いましょ

- ★伐採や譲渡を行う際は、必ず所有者と隣接所有者との間で境界を確認し、テープやペンキ等で明確にしておきましょう
- ★他人の森林を無断で伐採した場合、森林窃盗罪で3年以下の懲役又は30万円以下の罰金が科せられることがあります

### 民有林を伐採するときは、市町村へ届出書を提出しましょう

- ★森林の立木を伐採するときは、市町村へ届出が必要です
  - ①「伐採及び伐採後の造林の届出書」……………伐採を始める90～30日前まで
  - ②「伐採に係る森林の状況報告書」……………伐採を完了した日から30日以内
  - ③「伐採後の造林に係る森林の状況報告書」……………造林を完了した日から30日以内
- ※森林経営計画に基づく伐採は、事後の届出となります
- ★「伐採及び伐採後の造林の届出書」は、伐採する者と伐採後に造林をする者が連名で提出します
- ★伐採後の植栽等による更新方法を決定し、届出に記載します
- ★届出は、伐採する樹種、面積、主伐や間伐の作業の別を問わず必要です
- ★届出書や状況報告書を提出しなかった場合、罰金が科せられる場合があります
  - ・伐採及び伐採後の造林の届出：100万円以下の罰金（森林法第208条）
  - ・伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告：30万円以下の罰金（森林法第210条）



### 1箇所あたりの皆伐面積は、最小限にしましょう

- ★市町村森林整備計画で伐採規模を定めていますので、伐採前に確認しましょう

### 伐採する箇所が、道路や人家に隣接する場合、道路管理者や家の所有者と必要な協議を行いましょ

## ！伐採・搬出をするときは

- ★伐採する箇所が届出書に記入された箇所・範囲に間違いがないか確認しましょう
- ★隣接地に人家や道路、河川等がある場合は、保護樹帯を残しましょう
- ★伐採する箇所の地形、地質などを踏まえ、労働生産性や安全性を考慮した作業システムに対応した搬出路を検討しましょう  
※保安林などに搬出路を開設する場合は、県の許可が必要です
- ★搬出路の作設は、傾斜地を避け、必要最低限に作設しましょう
- ★搬出路に排水施設を設け、路面水等による崩壊、土砂流出が発生しないようにしましょう
- ★搬出路や土場は、「森林作業道作設指針」や「主伐時における伐採・搬出指針」に基づき作設しましょう  
※指針に従わない搬出路や土場の作設は、盛土規制法に基づく許可が必要となる場合があります
- ★伐採作業中は、事故のないよう、周囲の状況等に気をつけましょう
- ★枝条・残材は1箇所に集積したり、谷に落とし込んだりせず、置く場所を分散させたり、杭を打つなど適正に処理しましょう
- ★林地内では、植栽を考慮して枝条・残材を整理しましょう
- ★搬出路や土場には、枝条等を敷き詰めて、土壌のかく乱を防止しましょう
- ★伐採作業に用いたフロセッサなどを利用して地寄せを行いましょ
- ★植栽箇所は、植栽間隔に応じて枝条等を棚積みにしましょ



## ！伐採が完了したときは

- ★搬出路は、災害が発生しないように必要に応じて埋め戻すなど適切に森林に復旧しましょ
- ★伐採跡地から土砂や枝条などの流出の恐れがないか点検しましょ
- ★伐採者と森林所有者が異なる場合は、必ず伐採跡地の状況を双方で確認しましょ

## ！伐採後の更新にあたっては

- ★伐採後は、植林等により早期に更新を図りましょ
- ★皆伐後、人工造林を行う場合は、伐採が完了した日を含む年度の翌年度から起算して2年以内に植栽を行いましょ
- ★天然更新の場合、伐採から5年が経過しても更新が完了していないときは、植え込み等により確実な更新を行いましょ
- ★人工造林・天然更新に関わらず、森林所有者等は造林または天然更新完了後、市町村へ伐採後の造林に係る森林の状況報告が必要となります
- ★植栽は、補助事業等を活用することができます

伐採後の災害の未然防止、更新は、土地所有者の責任となります。その旨を理解した上で、適切な伐採、伐採後のすみやかな植栽を行いましょ。



## ！森林の土地を取得する際は

- ★水源地域内の森林である土地について、売買などの契約を締結しようとするときは、宮崎県水源地域保全条例に基づき、6週間前までに県へ届出をする必要があります
- ★森林である土地を取得したときは、森林法に基づき、所有者となった日から90日以内に市町村へ届出をする必要があります ※国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出をした場合には不要です